

魚津市告示第23号

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱（令和2年魚津市告示第22号）第7条の規定に基づき、魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施方法に関すること。
- (2) モデル事業の実施結果に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、モデル事業の実施に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる関係機関の者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は会務を総轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、モデル事業実施期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。
- 4 委員会において、必要があると認められるときは、委員以外の者の報告を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康センター健康づくり係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 委員会委員構成      |            |
|--------------|------------|
| 富山労災病院       | 婦人科診療医師    |
| 市内診療所        | 産婦人科医（若干名） |
| 新川厚生センター     | 所長         |
| 新川厚生センター魚津支所 | 所長         |